

**国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案**

国立市道路占用料徴収条例（昭和 33 年 4 月国立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 当分の間、第 8 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割

合) とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。